

# 一般社団法人神奈川県臨床工学技士会定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県臨床工学技士会と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市西区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに学術技能の研鑽及び資質の向上に努め、臨床工学技士及び関連職種との連帯交流を深め、神奈川県民の医療福祉の普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関する事
- (2) 臨床工学技士の資質及び教育の向上に関する事
- (3) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事
- (4) 臨床工学技士に関する調査研究
- (5) 臨床工学技士に関する刊行物の発行
- (6) 内外関連団体との連帯交流に関する事
- (7) 神奈川県民の医療福祉の普及発展に関する事
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関する事

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告が出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関の設置)

第 6 条 当法人は、理事会、監事を置く。

## 第 2 章 会員

(種別)

第 7 条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第3条による臨床工学技士の免許を有する者で、本会の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった個人で、理事会の推薦と本人の承諾に基づき社員総会において承認された者

(入会)

第 8 条 当法人に入会しようとする正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第 9 条 正会員は、社員総会の議決を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

- 3 名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

(資格の喪失)

第 10 条 当法人の会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 当法人が解散したとき
- (2) 会員が退会したとき
- (3) 会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 正当な理由なくして会費を2年以上滞納したとき
- (6) 会員が除名処分を受けたとき

(任意退会)

第 11 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総正社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の一週間前までに理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を著しく傷つけ、当法人の目的に違反したとき
- (3) その他の正当な理由があるとき

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第 14 条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返納しない。

### 第 3 章 社員総会

(種類)

第 15 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第 16 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第 17 条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び会計決算報告
- (5) 事業計画及び会計予算案
- (6) 活動方針案
- (7) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (10) 解散及び残余財産の処分

- (11) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の停止
- (12) 理事会において社員総会に付議した事項
- (13) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 18 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である審議事項を記載した書面をもって招集の請求が理事にあったとき
- (3) 第30条(5)号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 19 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 会長は、第18条第2項第(2)号の規定による請求があったときは、請求の日から8週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない正会員が書面をもって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。
- 4 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長は、その総会に出席している正会員の中から選出する。

(定足数)

第 21 条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 22 条 社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
  - (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第 23 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第21条、第22条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第 24 条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の

社員総会の議決があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数(書面による議決権行使者及び代理人による議決権行使者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名、押印をしなければならない。

(社員総会規則)

第 26 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 4 章 役員等

(役員の設定等)

第 27 条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事16名以上25名以内(会長及び副会長を含む)
- (2) 監事2名

(選任等)

第 28 条 当法人の役員は、次の定めによって選任する。

- (1) 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から1名を選任し会長とする。
- (2) 副会長は、理事会の決議によって理事の中から3名以内を選任する
- (3) 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 当法人の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故若しくは支障があるときは会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位によって、その会務を代行する
- (3) 理事は、理事会を組織し、社員総会において承認された活動方針に従い事業を審議、決定し執行する

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
- (2) 当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるができる
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の報告が必要な時は、会長に理事会及び社員総会の招集を請求すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求すること
- (7) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

#### (役員任期)

- 第 31 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解任)

- 第 32 条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められたとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められたとき

#### (報酬等)

- 第 33 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関して必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める。

#### (役員代行)

- 第 34 条 当法人の役員に欠員又は事故が生じたときは、社員総会において補充されるまで理事会において代行者を選任する。そのときの任期は、前任者の任期までとする。

#### (役員補充)

- 第 35 条 当法人の役員に欠員が生じた時、次の社員総会において補充する。

#### (取引制限)

- 第 36 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第46条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第 37 条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第 38 条 当法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会の推薦により、総会の承認を得て任期を定めた上で会長が委託する。

3 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(顧問及び参与の職務)

第 39 条 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

2 参与は、会長の要請に応じて特別の事項を処理することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 40 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 41 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 前号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) その他、社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 42 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第 43 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第(3)号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第(2)号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第 44 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

(議決)

第 45 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会規則)

第 46 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第 6 章 資産及び会計

(基本財産)

第 47 条 別紙の財産は、当法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 48 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 50 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計画書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュフロー計算書

2 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第 7 章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 52 条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 委員会

(委員会)

第 54 条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 事務局

(設置等)

第 55 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び所要の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が社員総会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿並びに履歴書

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類

(9) 前項の監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 57 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 58 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。



2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第 11 章 附則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 60 条 当法人は、当法人に財産の贈与もしくは遺贈する者、当法人の役員もしくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第 61 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第 62 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時 理事 小林 力

設立時 理事 小川 浩之

設立時 理事 小林 剛志

設立時 理事 常山 重人

設立時 理事 鎌田 智宏

設立時 理事 荒井 淳

設立時 理事 大石 竜

設立時 理事 岡田 悟

設立時 理事 黒田 洋

設立時 理事 高木 政雄

設立時 理事 田代 嗣晴

設立時 理事 鶴澤 一行

設立時 理事 中川 孝太郎

設立時 理事 西山 謙一

設立時 理事 廣瀬 稔

設立時 理事 藤田 勇人

設立時 理事 古平 聡

設立時 理事 森脇 彰一

設立時 理事 山本 浩靖

設立時 理事 綿引 哲夫

設立時代表理事 小林 力

設立時 監事 岡本 智之

設立時 監事 田中 雅之